

北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長 殿
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長

地方協力局施設管理課長
(公印省略)

除草工事の積算について（通知）

標記について、下記のとおり定め、平成27年3月24日以降に入札公告する工事から適用することとしたので通知する。

記

提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132号）第3条第2号に定める管理工事として実施する除草工事の積算については、「建設工事における積算基準等について（通知）（装技調第34号。19.9.1）」に定める土木工事の基準を適用して実施されたい。

ただし、別紙第1土木工事積算価格算定要領中「土木工事標準歩掛」とあるのは、「国土交通省土木工事標準積算基準書（河川編）」に読み替えるとともに、率計算による部分の共通仮設費率については「3.84%」とし、現場管理費率については「17.74%」とする。

なお、本通知により処理することが適当でないと認められる場合には、あらかじめ地方協力局施設管理課長と調整の上、実施されたい。